

近代的自由刑の成立と展開

——熊本藩徒刑と幕府人足寄場——

國學院大學日本文化研究所助教授

高 塩 博

一

ただいま御紹介いただきました高塩でございます。本来であれば明治時代のテーマをお話しすべきですが、なにぶんそのへんの研究はまだ立ち至っておりませんので、タイトルにだけは「近代的」とつけまして、江戸時代の話をさせていただきたいと思います。本日申し述べることは、主に熊本藩の刑法とその影響についてであります。

熊本藩からは明治時代に活躍した人物としては明治天皇のおそば近くでお仕えした元田永孚、それから、明治近代國家の設計者ともいわれる井上毅といった人々が輩出しております。そうした人物を輩出した熊本藩の法文化のごく一端をお話しできれば幸いと考えております。

自由刑という言葉は初めて耳にされる方もいらっしゃるかも知れませんが、自由刑というのは自由を奪う刑罰のことです。死刑は生命を奪う刑罰ですので、これを生命刑と呼んでおります。自由刑は、犯罪人を収容施設に拘禁して社会生活の自由を剥奪します。一般に、自由刑には強制労働がともない、これを通じて犯人を教育し、改善するよ

う配慮されております。また、犯罪人を社会から隔離して社会を防衛するという機能も自由刑はもつてゐる訳です。

タイトルに「近代的」という形容詞を冠したのは、次のような理由からです。現代の自由刑の代表は懲役です。懲役という刑罰には、犯罪人を教育して改善する、まつとうな人間にして社会に復帰させるという目的があります。つまり、教育による改善という観点が含まれてゐるのです。懲役にはまた、刑罰の名称にもありますように、労役を課して規則正しい生活をして勤労意欲を養い、社会復帰させる前提とするという観点も含まれています。すなわち、犯罪人に教育を施して改善を促し、社会復帰のための施策が配慮されているならば、その自由刑はもうまぎれもなく、「近代的自由刑」と申してよいと思います。本日申し上げるのは、こうした自由刑が、近代つまり明治時代になつて初めてできたのではなくて、すでに江戸時代に始まつていたのだという話です。

「近代的自由刑」というのは、江戸幕府の石川島人足寄場にその源流が認められるというのが従来の見解です。その人足寄場は、火附盜賊改役の平蔵、池波正太郎の小説『鬼平犯科帳』でおなじみの鬼平と呼ばれる人が計画して、將軍補佐の役をつとめる老中松平定信がそれを採用してつくつたのだと言われているわけです。つまり、それが我が国における「近代的自由刑」の誕生なのだというように言われているのです。しかし、私の考えではこうした説は訂正を要する訳で、今日はそのへんのところをお話し申し上げる予定です。

二

さて、前置きが長くなりましたが、本題に入りたいと思います。石川島人足寄場が始まつたのは、寛政二年の二月です。寛政二年というのは西暦に直しますと一七九〇年、松平定信が寛政の改革を断行している真っ最中のことです。幕府の正式な歴史書である『続徳川実紀』に、人足寄場は長谷川平蔵宣以のりあいが建議してつくられたというふうに記載しております。そのためには長谷川平蔵がつくったのだと現在も通俗の書物などには書かれております。

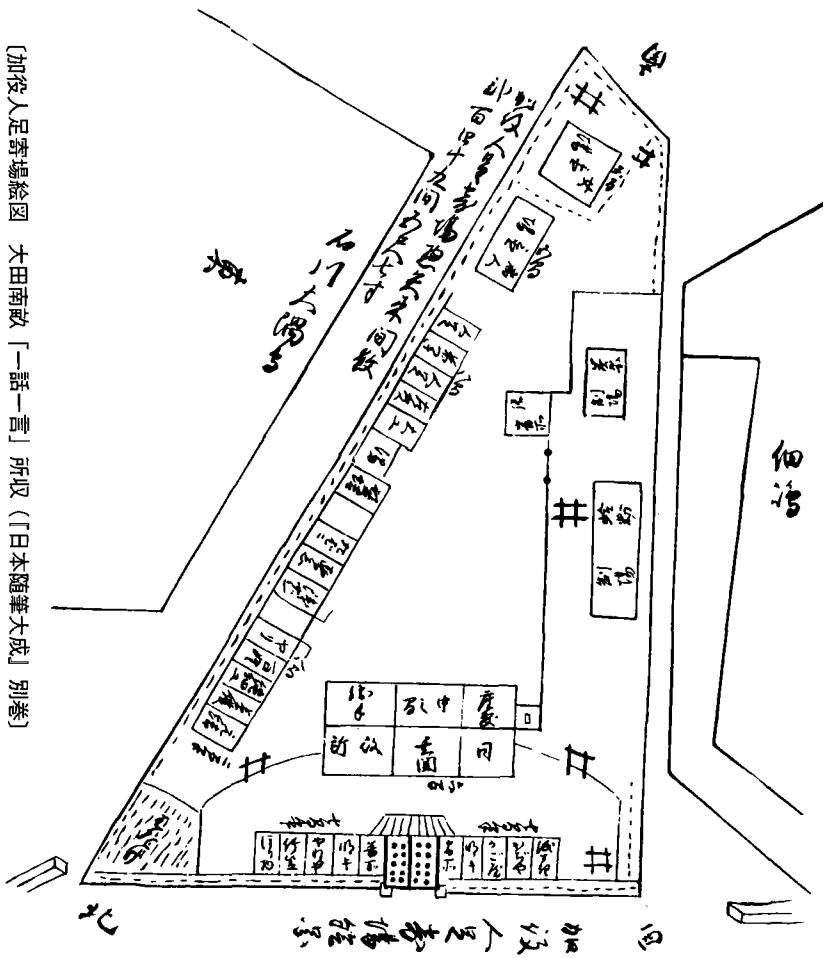
しかし、長谷川平蔵が自ら考えてつくったというよりは、老中の松平定信がそういった施設をつくらなくてはいかんということでその具体策を部下に諮問したところ、長谷川平蔵が具体的計画案をつくって定信に提出した。それが採用されて人足寄場がつくられたというのが事の真相であります。

人足寄場がつくられた場所は、隅田川河口附近の石川島という処です。隅田川が江戸湾に注ぐ河口近くに佃島があつて、そこで川が二手に分かれていることは皆さまご承知の通りです。その佃島の東隣りに砂洲ができるおりまして、寛政初年、ここは石川大隅守正勲(まさゆき)という人が屋敷地として拝領しておりましたので、江戸の人々はここを石川島と呼んでいたようです。人足寄場はこの石川島一六、〇三〇坪のうち佃島寄りの西側三六〇〇坪余りを利用してつくったわけです。現在の地番は東京都中央区佃二丁目です。左に寄場の見取図を掲げておきましたが——大田南畠(蜀山人)の『二話一言』という書物に載っているものですが——これは寄場ができる一、二年たった頃の絵図面だと言われています。寄場の敷地はほど三角形で、周囲が水で囲まれた島となっていますから逃亡防止にはうつてつけです。江戸の町との連絡は舟を使っていました。

どうしてこういう人足寄場なるものがつくられたのか。寛政のすぐ前の年号は天明といいますけれども、天明年間は連年のように大飢饉が続きまして、とくに奥羽地方でははなはだしく、餓死者が続出しました。そういう社会情勢ですから、村を捨てて江戸にやつてくるわけです。つまり、現代流の言葉でいえば住所不定無職、当時の言葉で無宿ですが、戸籍から抹消されて浮浪しているというのが非常に多く江戸の町に見られました。良民の害となる無宿も少なくなかつたようです。これが社会不安を起こすわけで、犯罪の発生率も高くなります。その無宿対策として設立されたのが石川島人足寄場なのです。ここに無宿を収容して仕事を覚えさせ、そして社会復帰させようと定信は考えたのです。

人足寄場の図面を見ますと、小屋がたくさん並んでいまして、小屋ごとに字が書いてあります。これはその小屋で

〔加役人足寄場絵図 大田南畝「一話一言」所収〔日本隨筆大成〕別巻〕



行う作業の名前です。東側に並んだ小屋には米つき、人足、左官、大工、髪結、たばこ、銭さし、やり、百姓、繩細工、草履、元結とあり、正面入口の両側には彫り物、竹笠、屋根屋、駕籠屋、鍛冶屋、紙すき、それから佃島の側に蛤粉製場と炭団製場、およそ二十種類の仕事の名前が書いてあります。

これらの仕事に対してはその仕事ぶりに応じて賃金が支払われました。賃金の半額を必要経費として差し引き、半額を本人に手渡すのですが、そのうちから一定割合を強制的に貯えさせて、これを生業につくための元手とさせるのです。元手となる資金がたまり、本人の改善ぶりが著しいと認めたとき、身元引受人を介して釈放するのです。元手は十貫文、収容年数は三年、これが一般的であったようです。ですから、人足寄場は授産更生のための施設であると言つてよいでしょう。

寄場では人足を収容いたしますと、心得を申し聞かせて「これまでの悪しき志をあらためて實意（本心・まことの心）に立ちかえり、仕事に精を出すように」と諭しております。この中にも改善主義の思想が見られるわけですが、改善のためには規則正しい生活と勤労にいそしませるばかりでなく、積極的に教育を施しております。すなわち、寄場では中沢道二という石門心学者に委嘱して、毎月三回の心学道話を聽講させていたのです。このように、人足寄場の制度には「教化改善」「授産更生」という思想が存し、そのための方策が採られていたのでした。

中世から江戸時代の初期にかけての刑罰は、本人を改善させるというのではなくて、本人を懲戒する。そして、それを大勢の人の見せしめにして犯罪を予防するという考え方です。したがって刑罰は、いきおい苛酷となります。これを一般予防主義と呼んでいます。そういう考え方ではなくて、犯罪人本人を改善する。これを特別予防主義と呼んでおります。そういう特別予防主義の考え方方が人足寄場の制度に色濃く現れているわけです。

それ故、『近代的自由刑の誕生』は石川島人足寄場にあり、と考えられております。また、人足寄場は無宿の収容施設として発足し、後に江戸払以上の犯罪人も収容することになりますので、発足当初の人足寄場に対しても、『近代的

自由刑の源流”をなすものであると把握されたりもしているのです。

三

それでは、松平定信がこのような改善主義の考えをもつ人足寄場をどうして構想したか。こういう考えをもつに至ったいきさつはどうであつたかということですが、八代将軍徳川吉宗の孫にあたる松平定信という人は、寛政の改革を行うにあたつて、徳川吉宗の享保の改革を非常に参考とした。そして、祖父の吉宗をたいへん尊敬していたと言われております。私も全くその通りだろうと思います。

吉宗の時代もまた無宿の対策には頭を悩ませました。そのため吉宗は、享保年中の六年（一七二二）と八年（一七二三）の二度、無宿を収容するための溜ひあらという施設の創設についての提案を評定所一座に上申させるのです。これを享保の「新規溜案」と称しておりますが、この提案の中には、収容した無宿に得意な仕事や糞細工くずこまごをさせて授産を配慮し、その作業を有償として収容所の維持費をできるだけまかない、本人にも若干は支給するという、人足寄場に類似の考えが芽生えております。しかしながら、享保期の無宿問題は、天明から寛政期にかけてほど深刻ではござんでしたので、結局、新規溜案は実現いたしませんでした。

その後、老中田沼意次が権勢を誇っていた安永九年（一七八〇）十月、深川茂森町に無宿養育所というものがつくれられました。この施設の具体的な内容についてはまだわかつていないので、南町奉行牧野成賢しげかたの管掌するところで、収容した無宿にきつい労働をさせて改悛を促がそういう試みであつたようです。ただ、わずか六年間ほどで破綻してしまいましたから、定信が老中に就任したときにはすでに無くなつていたのです。

しかしながら、定信が人足寄場の制度を構想するにあたつては、享保の新規溜案は無論のこと、安永の無宿養育所の試みをも参考にしただろうと言われております。寄場創設にあたつて、定信が新規溜案や無宿養育所を視野に入れ、

それから何らかの示唆を得たであろうと考えるのは、私も同感なります。

これに加えて、人足寄場の構想に大きな影響を与えたのは、中井竹山の著した『草茅危言』であるということが言われております。中井竹山（名は積善、通称善太）は、大阪の学問所懐徳堂の学主をつとめる儒者ですが、彼はその政治論をまとめて、『草茅危言』十巻として、これを定信に献上したのです。この書の巻九に徒刑の制を説いた箇所があるのです。その中で、徒刑の作業を有償とすること、支給した賃金の一部を貯えさせて积放の際にまとめて渡すこと、徒刑作業として本人の得意な仕事をさせ、あるいは藁を用いた細工を採用すべきことなどが述べられていて、人足寄場の内容に似た点が多くあるわけです。こうした『草茅危言』の言説が人足寄場の実施内容に大きな影響を与え、また、定信は『草茅危言』に接したことによって寄場設立を決断したのだとも言われているのです。このように、『草茅危言』が寄場設立に決定的な役割を果したかのように言われるのですが、この説は当たらないと私は考えています。『草茅危言』が人足寄場の創設になんら影響を及ぼさなかつただろうということは、後に申し述べたいと思います。

四

ところで、実はこの人足寄場の創設以前に、「近代的自由刑」と称するものはすでに熊本においてできていたのであります。熊本藩五十四万石は細川重賢しげかたという人が藩主につきますと、藩政改革を行います。細川重賢が藩主になつた延享四年（一七四七）のころ、熊本藩は貧乏藩の代表みたいなもので、新しい鍋釜を買つたら細川という字を書いておけ、そうすれば金気が出てゆかない、要するに減らないんだという戯歌ぎごが江戸の町でうたわれたといいます。それほど熊本藩の窮乏ぶりは知れわたっていたわけです。

重賢は藩主になりますと、財政改革を中心にはさまざまな藩政改革を推し進めました。これを宝曆の改革と言つてお

りますが、その一つの柱は刑事司法制度の改革であります。そして、できあがったのが「刑法草書」という刑法典で、これは日本で初めて「刑法」という名前のついた刑法典です。

「刑法草書」は明治新政府の刑法編纂にも起草資料として重要な役割を果たした刑法典であります。その内容についてここでは何が大事かといいますと、追放刑をやめたことです。弊害の多い追放刑に代えて笞打ちの刑罰と徒刑という刑罰を設けたのです。徒刑が現代の懲役にあたるもので、徒刑囚の目印として眉毛をそりました。そのため、宝曆五年（一七五五）から施行した「刑法草書」では徒刑を眉なしと称しています。

この眉なしの刑つまり徒刑はそれ以来明治四年まで約百二十年間程熊本でやつておりましたから、眉なしという言葉はその後もずっと残りまして、昭和初年頃まで使われたらしいのです。懲役の人を見ると、あれは眉なしだと地元の古老は言つたらしい。眉なしは一年、一年半、二年、二年半、三年の五種類です。宝曆十一年から施行に移された「刑法草書」では徒刑というふうに名称が変わつて、八種類の徒刑ができあがりました。

この徒刑が非常に重要であります。徒刑囚には城普請や溝さらえなどの土木建築・清掃作業等を強制労働として科しますが、その労働に対し賃金を支給しております。そして、毎月一ぺん心得条目といいまして、徒刑囚の心得を読み聞かせております。これがおそらく寄場の心学道話にあたるものだらうと思います。それから、貯えたお金を元手にして仕事につかせるということを行つております。釈放の際には、その人の所属する町の役人あるいは村の役人を呼びつけて、その人がまちがいなく仕事ができるように世話をさせる。そして正業に就いた後もそれらの役人にその生活ぶりをずっと観察している。今日でいう保護観察にあたるようなこともしているのです。こういうことで、熊本藩の徒刑制度は犯罪人を改善して社会復帰させるという思想が流れているわけです。

この徒刑について述べた書物に、亀井南冥という人の著した『肥後物語』というのがあります。亀井南冥（名は魯、通称道哉）は黒田氏四十七万石の福岡藩の儒者であります。南冥はたびたび熊本に遊學いたしました。そして、熊本

藩の政治制度その他が行き届いていることを見まして、その有様を記録して時の藩主黒田治之に提出しようと意図してつづったのがこの『肥後物語』です。ですから、かなり真実味のある書物です。天明元年（一七八一）の序がありますので、それ以前の徒刑制度について記されているわけです。今、徒刑囚の待遇を述べた部分を読んでみます。

さて右の罪人は毎日米一升を給はり、内五合は食に残して、五合は公儀にあづかり、其内にて鬟付、草履の類を辨じ、其残はためおき、罪人年数みち牢を出るとき、積りて何程と算用し、錢にして其者に渡したまはり、町人なれば町方役人、郡の者なれば郡代直に呼付て、以後急度相慎むべき由念頃に申付るなり。右相渡ざる、錢僅のことながら、出牢の砌相応に遣錢となり、三年も歴て全く勤めたるは有付本手ともなれば、恩恵を感じ罪を悔ゆへ人柄を改るもの多しとなり、且十人に一人は今一二年牢舎仰付られ度と願、其通りにてやはり召使はるゝものこれあるよし、面白き事どもなり。

徒刑囚の改善著しいことが述べられております。同様のことは細川重賢の事蹟を記した『銀臺遺事』という書物（高本紫溟撰、寛政二年）にも書いてあります。これらの記事にいくらかの誇張があつたとしましても、熊本藩の徒刑制度には「教化改善」、「授産更生」という考え方の流れていることが見てとれるのであります。

この徒刑制度は宝暦五年（一七五五）四月に始められましたから、人足寄場の成立よりも三十五年も早いのです。九州の熊本で、純然たる「近代的自由刑」が始まつたわけです。したがつて、『近代的自由刑の誕生』という評価は、この熊本藩に与えられるべきだろうと思います。このことは、かつて熊本大学教授でありました鎌田浩という先生が昭和五十年代の初頭に指摘されたところです。しかし、まだそれは学界ではじゅうぶんには定着しておりません。

私が申し上げたいことは、熊本藩の徒刑制度と幕府の石川島人足寄場との関係についてであります。石川島人足寄場につきましては、法制史学の碩学瀧川政次郎・石井良助の両先生をはじめ、近世刑事法史の大豪平松義郎氏、最高裁判所判事を務めた刑法学者團藤重光氏など、錚々たる方々が『人足寄場史』という論文集を編んでおります（昭和

四十九年、創文社)。その副題に「我が國自由刑・保安処分の源流」とありますように、ここに執筆しておられる大勢の先生方は「近代的自由刑」は石川島人足寄場に誕生したのだという認識です。したがつて、『人足寄場史』には熊本藩徒刑のことは一か所に出てくるにすぎません。それは石井良助先生の論文の中にありますて、熊本藩には徒刑という制度があつたけれども、松平定信がそれを「知つていたか否かは不明であるが、知つていた可能性がないわけではない」というにえきらない註を施しているだけなのです。

熊本に発祥した「近代的自由刑」すなわち徒刑制度は、幕府人足寄場の創始におおいに影響を与えただらうというのが私の考えです。

影響関係を示す直接証拠となるものはいまのところまだ見つかっていないのですが、これから申し上げるいくつかの状況証拠からして、老中松平定信は人足寄場を創設するにあたつて、熊本藩の徒刑制度を参考とし、またその運用の実の上つていることに意を強くしたと思われるのです。

五

熊本藩が宝曆の藩政改革に成功しますと、熊本藩の政治は先に見ました『肥後物語』にも著わされておりますようになります。諸藩の大名はもちろん、幕府老中の松平定信もおそらく熊本藩の細川重賢の治政には浅からぬ関心をもつていたと思われます。それもそのはず、松平定信と細川重賢の二人の間には深い交流があったのです。定信は老中時代のことを振り返り、あるいはもつと前の時代のことを振り返りまして、『宇下人言』という自叙伝を書いております。これを見ますと、天明四年（一七八四）、この年は定信二十七歳、田安家を出て奥州白河十万石を引き継ぎまして、この年初めて白河藩に下向しようという年でありますが、その年の春のこととして、「このとき細川故越中守・松平越後守などにいとねもごろに交りて経済の事などかたりあふ。たびくすが亭へも来り給

ふ」と回顧しております。細川故越中守とは重賢のことです。このとき重賢は六十五歳です。そして、非常にねんごろに交わって、「経済」のことなどを語り合ったというのです。「経済」というのはエコノミーのことではありませんで、経世済民であります。どうやって国を治めるか、要するに政治のことであります。そのことを語り合つたというわけです。そして、たびたび自分の屋敷にもやつて來たんだと書いてあるわけです。ですから、定信と重賢、二人とも越中守ですが、この二人はたいへん仲がよかつた。というよりは、定信がはるか年配の細川重賢を非常に尊敬、私淑していたということです。

二人の間に手紙のやりとりがあつたことは、松平定光という人の論文によつて明らかになります。松平定光という方は定信の直系の子孫にあたる方ですが、自分のところに所蔵する定信の書簡集、つまり定信宛の来信集を利用して「定信を中心とする諸侯の教養」という論文を書いております（『近世日本の儒学』所収、昭和十四年、岩波書店）。この定信宛の来信集を『雙鯉集』（三巻、別巻一巻）といいます。今でも桑名松平家に大切に保管されていると推測されますが、そこには書簡の主の人物評ならびに定信との交友事情等が簡潔に記されています。細川重賢についても寸評がありまして、こういうふうに書いてあります。

細川越中守重賢、人となり寛仁にして衆を容れ、功業日に新たにして名声世に冠たり。時を同じうして紀公また盛名あり。故に世人諸侯を論ずる者、必ず紀越を稱す。後に中風を患い毫を操ること能わず。この書亦口占して人をしてこれを筆せしむるものなり。（原漢文）

* 紀公は紀伊中納言治貞、越は細川越中守重賢、この二人は紀州の麒麟、肥後の鳳凰と並び称されていた

（筆者註）

このころ重賢は中風を患いまして、天明四年と五年の両年には熱海に湯治に行つたりしてお、五年十月には六十六歳をもつて亡くなってしまいます。このような状態ですから、この頃の細川重賢の書簡は右筆などに口述して書か

せたものであつたらしいのであります。そういうわけで、重賢から定信に手紙が来ていたことがこれでよくわかります。

さらに、細川重賢が定信をその屋敷にたびたび訪ねただけではなくて、定信自身が龍口の熊本藩邸に出向いて重賢に政治向きのことをいろいろと諮詢することがございました。宇野東風『細川靈感公』(明治四十二年、長崎書店)にこのことが「たま／＼白川の松平定信侯来邸ありて、親しく政務の要を質問せらる」と記されております。芝の白金台に熊本藩の屋敷がありました。そこに跡継ぎがいたわけで、重賢がそこへ行こうとして今まさに邸を出ようとしているところに松平定信がやつてきたのです。そして、定信から「政務の要」についての質問を受けたのであります。あまりに急なことで確かな返答ができませんから、生半可な返事をしないで、相応に返答のできる人を紹介しますようかと重賢は応答したようです。要するに、定信が細川重賢の屋敷へやつてきたということがこれでわかります。

戦後まもなく、定信の関係の典籍類が松平家から出来まして古書肆を通じて天理図書館などに入ったわけですが、その中に定信自筆の絵巻物が一つありました。それは「銀臺大追物図記」というものです。銀臺というのは細川重賢のことです。若いころ、白金台の屋敷におりましたから、銀臺公といふわけです。この「図記」は重賢の主催する大追物に定信が招待されたときのことを、後に定信がみずから絵に描いたものといわれています(反町茂雄「一古書肆の思い出3」昭和六十三年、平凡社)。定信は非常に多才な人で文章もできれば絵もできれば書もできるという人なのですが、そういう絵巻物が残っているということは、定信も重賢も互いに行ったり来たりしていたということを証明しています。

二人はともに八代将軍徳川吉宗を尊敬しておりましたから、共通する話題が多かつたことと思います。そして話題の中心は何といっても為政者の立場からする「経済(経世済民)」「政務の要」であったと考えられます。それですから、熊本藩で現に実施し、相応の実績をあげている徒刑制度にも話が及んだであろうことは容易に想像されることで

す。

六

次に定信と熊本藩とのその他の関係についてもいくつか簡単に申し述べておきたいと思います。その第一は定信と熊本藩家老の堀平太左衛門との会見についてであります。熊本藩で宝曆の改革を行つたとき、実際に責任者となつて改革を推進したのは堀平太左衛門勝名という人です。この人は四十数年間、熊本藩政の中核において、重賢の用人、つまり秘書役から出発して家老にまで登りつめた人です。この人は七十七歳の寛政四年（一七九二）まで家老を勤めましたが、定信はおそらく重賢から平太左衛門の人となり、仕事ぶりなどを聞いていただろうと思います。

寛政元年（一七八九）十月二十四日のことです。江戸の藩邸から熊本の堀平太左衛門の屋敷に使者がやつて来て、次のように申し聞かせました。すなわち、熊本藩政における平太左衛門の功績に対し、公儀よりお褒めの言葉があり、それが松平定信を通じて伝達された。このことは自分達熊本藩にとって名誉なことであるから、使者を遣して申し伝えるというのです。この話は、寛政二年成立の細川重賢の伝記『銀臺遺事』の附録に載つており、きわめて信頼のおけるものです。

お褒めの言葉をもらった平太左衛門は、その後江戸に上つた際、御礼言上のために松平定信のもとを訪ねておりまします。寛政二年か三年のことと思われます。その会見時のやりとりが、「堀大夫行跡略記」（肥後先哲偉蹟 卷三）に記してあります。定信が「在方の統治はどう取り計つてあるか」と問うと、「それは郡代に任せてあるので御用とあらば郡代を熊本より召し上せましょ」と平太左衛門は返答しました。そのため再び定信が、「町方の治政はどうなつてあるか」と問うたところ、またしても平太左衛門は「町方については町奉行に任せてあるので必要なれば呼び寄せましょ」と答えたのです。そこで定信が三たび「それではお前の役目は何か」と問うたのです。この質問に

対して平太左衛門は、「兼て老人役を務申候間、越中守より申付候儀、宜からず候へば私手切に差返申候」と応答しております。つまり、主君重賢の命が不適切な場合には自分の一存にてその命を拒絶するのだというのです。これを聞いた定信は、「吾天下の大老として小事に目を付、平太左衛門に腸を見られたり」と恥じ入ったと伝えております。「堀大夫行跡略記」は堀平太左衛門という人を褒めたたえた記録ですから、平太左衛門の手柄話を書いてあるわけです。しかし、いざれにいたしましても、定信は熊本藩家老の堀平太左衛門の功績や手腕をよく承知していたということになります。

さて、松平定信は白河藩主でもあるわけですが、白河藩では寛政三年（一七九一）に立教館という藩校をつくります。そのときに初代教授、今までいう学長に任命したのが本田東陵という人物です。本田東陵（名は常安、別号は蘭陵）というのは、実は熊本藩出身の儒者なのです。熊本藩では宝暦の藩政改革のときに時習館という学校をつくります。この学校の初代教授が秋山玉山ですが、本田東陵はこの人の弟子です。

東陵が白河藩に仕えたのは明和八年（一七七一）のこと、定信の白河襲封の天明三年（一七八三）よりもかなり以前ですが、定信は立教館を創設するにあたって熊本藩出身の本田東陵を起用したということです。東陵の作成した「学館規」に示された立教館の機構は、師秋山玉山の「時習館学規」のそれに相通するものがあるといわれています。すなわち、立教館創設には熊本藩の時習館に範をとることがあつたということです。

以上に見て来たように、松平定信は細川重賢や本田東陵を通じて、熊本藩治政についてかなりの程度深く承知していたのではないでしようか。それだからこそ、堀平太左衛門と会見したときには、熊本藩政のより具体的な詳細までも質問したのではないかと思われるのです。

そして最後に、この熊本藩の徒刑制度を具体的にくわしく書いてあるのは先ほど読みました龜井南冥の『肥後物語』ですが、松平定信は人足寄場を創設する前に、この書を読んでいた可能性があるということを申したいと思いま

す。『肥後物語』は天明元年（一七八二）の冬にできあがっております。この本はかなり早くから普及したと見えまして、『国書総目録』を見ますと四十四もの多数の伝本が著録されておりまして、そのうち寛政年間に筆写されたものが七本もあるのです。『肥後物語』が定信の目にとまつたとすれば、それは寛政二年正月よりも前、つまり定信が人足寄場の構想を練つてゐる頃があるいはそれよりも少し前のことであろうと思われるのです。

なぜこのような事が言えるかといいますと、先年、「刑法草書」の調査のため熊本に参りました時、古本屋の店頭でたまたま入手した『肥後物語』の写本の奥書に次のようなことが書いてあつたからです。奥書の主は中山市之進で、この人は熊本藩の学者で、名を昌礼、字を公幹といいます。彼が江戸に遊学していた寛政二年正月に日黒道琢という人物からこの本を借りうけたのです。日黒道琢（名は尚忠、字は恕公）というのは幕府医官多紀氏が運営する医学校躋寿館で医経を講ずる医者です。後に幕府医学校の医学館の助教を務めることになりますが、その道琢は松平定信の邸に出入りの医者で、寛政二年正月以前、定信のもとにも『肥後物語』を差し出したということが記されているのです。そういたしますと、定信は『肥後物語』という書を通じても熊本藩徒刑についての知識を得ていた可能性がおおいにあるといえましょう。

七

最後に、『草茅危言』の影響についてとりあげます。さきほど申し上げましたように、人足寄場の設立には中井竹山の経世論である『草茅危言』が大きな影響を与えたのだというのだが、従来の多くの研究者の主張するところであります。その主張の根拠は、『草茅危言』に言う徒刑論が、改善主義、作業有償論、元手の制、藁を用いた作業、各人の得意な作業等、人足寄場の制の根幹となる内容を含んでゐるということにあります。この主張の前提となつているのは、『草茅危言』の定信への獻上が寛政元年（一七八九）の冬であつたという論拠です。寛政元年冬というのは序文

の日付がそうなつてゐるのです。定信が長谷川平蔵に人足寄場開設を命じたのは、寛政二年一月十九日ですから、その数箇月前ということになります。

しかしながら、中井竹山を研究した論著をみると、それらは一様に『草茅危言』十巻の完成を寛政三年のこととしております。天明八年（一七八八）十一月に最初の一巻を定信に献上して以来、次々に書きついでいったということです。卷四の「学校ノ事」などは寛政異学の禁に言及しているので、この部分の執筆は寛政二年五月以降ということになります。竹山が『草茅危言』を順次書きついでいったとすれば、徒刑を論じた箇所は卷九にあるので、それ以後に書かれたということになります。それ故、定信が竹山の徒刑論に接したのは、人足寄場を創設した後のことであつた可能性が高いのです。

竹山の徒刑論が、人足寄場の内容に類似する点が多いというのは、竹山の徒刑論もまた熊本藩徒刑の影響を被つてゐるからかも知れません。安永四年（一七七五）春、竹山は熊本藩の時習館第二代教授の藪孤山（名は憲、通称茂次郎）と会見しております。その後も辛島塙井という熊本藩の儒者（名は憲、通称才藏、文政四年時習館教授）とも対談したともいわれていますし、熊本藩から仕官の要請があつたが、これを辞したという経緯もあつたようです。こうしたことからすれば、竹山が熊本藩徒刑の内容を知つていたとしても決して不思議ではありません。あるいはまた、龜井南冥の『肥後物語』に接する機会があつたことも考えられます。いずれにいたしましても、松平定信の人足寄場構想に中井竹山の徒刑論が決定的な役割を果たしたという説は採りがたいと思います。

八

わが国において「近代的自由刑」と呼ぶにふさわしい刑罰は、熊本藩徒刑に始まりました。熊本藩徒刑は、弊害の多い追放刑に代替する刑罰として、あるいは死刑を軽減する刑罰として、宝暦五年（一七五五）四月より実施に移さ

れました。幕府人足寄場に先立つこと三十五年です。熊本藩徒刑が龜井南冥の著『肥後物語』（天明元年序）に特筆されたことは先に申し述べたところですが、名古屋の国学者河村秀穎もまたその著『通俗徒刑解』（天明三年序）に熊本藩徒刑を紹介し、「細川家の徒刑行ハる、ハ仁政といふへし」と賞讃しています。

熊本藩徒刑はこのように早くから知られたようで、他藩にも影響を及ぼしております。隣りの佐賀藩では天明三年（一七八三）十一月に自由刑を採用しました。佐賀藩では「徒罪徒ざい」と言つております。また、遠く離れた東北の会津藩でも熊本藩刑法の影響をうけまして、寛政二年三月に徒刑を始めています。これは人足寄場の創始とほゞ時を同じくしております。両藩とも改善主義の考え方が徹底しておりまして、改悛の情の著しい者に対するては、刑期を短縮して釈放するという制度を備えていました（佐賀藩は寛政九年の採用）。

以上に述べました次第で、わが国における「近代的自由刑」は、宝曆五年（一七五五）、熊本藩において成立し、それは佐賀、会津等の諸藩に展開しました。幕府における石川島人足寄場の創始もまたその展開の一場面であつたと言えるのです。

長々と申し述べましたが、これで拙い報告を終わります。御静聴ありがとうございました。